

役員等候補者の育成方針

令和2年12月2日

- 1 学長は、副学長、副理事、学長補佐及び部局長(病院長を含む。)を、次の各号により、本法人の経営を担い得る人材(役員等候補者)として育成する。
 - (1) 副学長は、担当する分野の責任者として職務にあたるとともに、副担当を定めて幅広く法人経営に取り組み、学長の意思決定を補佐する。
 - (2) 副理事は、戦略室の構成員として、専門分野からマネジメントに取り組む。
 - (3) 学長補佐は、学長の命により特定の事項のマネジメントに取り組む。
 - (4) 研究部長は、執行部の企画調整を担う会議の構成員として、施策立案及び経営課題の解決に取り組む。
 - (5) 部局長は、部局の運営責任者として全学会議に参画し、本学のビジョン、目標・戦略を共有しながらリーダーシップを発揮して部局運営に取り組む。
 - (6) 役員会は、部局長の業績評価に際して助言及び提案を行い、管理運営力の向上を図る。
- 2 学長は、副学長、副理事、学長補佐及び部局長を多様な啓発の機会に積極的かつ計画的に参加させる。